申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第6条第1項

<審査	基準		 標準処3	
基	準	規	定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第6条第1項、第7条 あったか山グリーンパーク管理規則第2条
				■設定 □未設定
				○美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例
				(使用の許可)
				第6条 グリーンパークを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければなら
				ない。
				2 略
				(使用の不許可)
				第7条 町長は、その使用が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、使
				用許可を与えないものとする。
				(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
				(2) グリーンパークに損害を与えるおそれがあるとき。
				(3) その他、施設の管理上支障があるとき。
審	査	基	準	
				○あったか山グリーンパーク管理規則
				(使用の手続)
				第2条 あったか山グリーンパークを使用する者(以下「申請者」という。)は、あ
				ったか山グリーンパーク使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)
				により、事前に申請しなければならない。
				2 町長は、申請書を審査のうえ条例第7条の規定に該当しないときは、その使用
				を許可し、あったか山グリーンパーク使用許可書(様式第2号)を申請者に交付
				するものとする。
				3 グリーンパークをグラウンドゴルフ場として使用する者は、あったか山グリー
				ンパーク使用料の前納をもって、前2項の手続を経たものとみなし、入場券を交
				付する。

参考	作 資 料	
		■設定 □未設定
標準処理期間		1日
備	考	
設	定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用料の減免
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第10条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 10 条 あったか山グリーンパーク管理規則第 7 条第 1 項・第 3 項
	■設定 □未設定
	○美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例 (使用料の減免)
	第10条 町長は、特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。
	○あったか山グリーンパーク管理規則 (使用料の減免)
	(使用料の減免) 第7条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免
審査基準	申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。
	2 略
	3 使用料を減免できる範囲及び額は、次のとおりとする。
	(1) 町又は美郷町体育協会が主催する行事で使用する場合 10割
	(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定に基づき町内の学校が
	使用する場合 10割
	(3) 町長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず使用料を減免することができる。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3日
備 考 	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日
	·

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票 (美郷町)

<個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

<処分の概要>

許認可等の名称	使用料の還付
処 分 権 者	町長
根拠規定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 11 条

<審査基準/標準処理期間>

基準規定	美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例第 11 条 あったか山グリーンパーク管理規則第 8 条
	■設定 □未設定
	○美郷町あったか山グリーンパークの設置及び管理に関する条例 (使用料の返還)第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、使用者の責めに帰さない
	理由により利用することができなくなった場合は、その一部又は全部を返還することができる。
審査基準	○あったか山グリーンパーク管理規則
	(使用料の還付)
	第8条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
参考資料	
	■設定 □未設定
標準処理期間	3 0 日
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日